

柳津町学校教育ウェブサイト運用規定

第1条（目的）

本規定は、柳津町教育研究会が柳津町教育委員会の指導監督の下に運営する柳津町学校教育ウェブサイト（以下、「本サイト」という。）の運営や管理の方法などについて必要な事項を定めるものとする。

第2条（総則）

本サイトは、町教育研究会において、町内の小中学校及び教育機関等の情報を一つのサイトに集約して保護者や地域住民が利用しやすい環境を構築し、その利用促進を図る研究を行うために設置するものとする。その際、サイトをクラウドコンピューティングで運用することにより、経費節減と非常時における安定的な運用に備える。

また、当該研究をとおして、教職員や児童生徒のICT活用力の育成を図ったり、各機関が互いの情報を共有し互いの交流を深めたり、保護者や地域住民へ迅速に情報を提供したりできる効果を期待して運用するものとする。

第3条（サイトの名称および管理運営主体）

本サイトの名称は、「やないづ教育ねっと」とし、その設置場所は、柳津町教育委員会が指定するサーバとする。管理運営の主体（システム管理者）を、柳津町教育委員会事務局におく。

第4条（総括管理者）

本サイトの総括管理者は柳津町教育委員会教育長とし、柳津町内各小中学校および教育委員会所管の各機関に対して指導及び監督を行い、本サイトの管理運用に関する責任を負う。

第5条（システム管理者）

総括責任者は、本サイトのシステム管理者を柳津町教育委員会事務局員より任命する。システム管理者は、総括管理者の指示を受けながら、本サイトの全体的な管理および本サイト内における各機関が共用するウェブページ（以下、「共有ルーム」という。）の管理運用及び必要に応じて指導を行う。

第6条（管理責任者）

総括責任者は、その業務を円滑に遂行するため管理責任者をおく。管理責任者は、柳津町内各小中学校長および教育委員会が所管する機関の管理者とする。管理責任者は、本サイトにおける各機関のウェブページ（以下、「ルーム」という。）の運用に関して、各機関の職員に対する指導及び監督を行い、ルームの管理運用に関する責任を負う。

第7条（運用責任者）

管理責任者は運用責任者をおく。運用責任者は、各機関の教頭またはネットワーク運用主任とする。運用責任者は、自分が管理するルームから発信する情報や受信する情報につ

いて、個人情報・有害情報・知的所有権の保護に関し適切な管理を行う。

第8条（管理運用）

本サイトは、サイト全体の環境設定やアクセス解析等の作業及び共有ルームの管理運用をシステム管理者が行い、各機関のルームは当該管理責任者が管理運用する。

2 本サイトは、技術上の理由又は総括管理者の判断により、運用を停止する場合がある。この場合、事前に利用者に通知することを前提とするが、緊急の場合は予告なしに停止する場合がある。

第9条（作成および公開）

各機関の職員及び児童生徒は、該当するルームにエントリ記事を作成し、必要なデータをアップロード及びダウンロードすることができる。

2 交流用のルームのチャットに限り、第三者が記事を作成することができる。ただし、その内容が本サイトの趣旨に反すると管理者が認めた場合、管理者及び運用責任者は作成された記事を削除するかはチャットを閉じることができる。

3 運用責任者は、必要に応じて管理するルーム内にサブルームやページを作成することができる。

4 各ルームの公開情報は、公開の目的に基づき作成されたもので、管理責任者の事前承認を得たものに限る。その内容は、教育委員会や各小中学校の概要、スケジュール、教育活動の紹介、学習に関する資料（教材、リンク等）、メーリングリスト登録受付などとする。

第10条（ログインIDおよびパスワード管理）

本サイトへのログインIDおよびパスワードの登録と管理は、システム管理者が行う。各機関の職員及び児童生徒は、与えられたログインIDとパスワードを使用して記事の作成等を行うが、その情報について第三者に開示又は漏洩してはならない。

第11条（個人情報および著作権保護）

次の情報は、本サイトに掲載、公開してはならない。

- (1) 福島県個人情報保護条例第二条に定義される個人情報、保有個人情報および個人情報ファイル
- (2) 著作権法第二条に定義される著作者の許諾を得ていない著作物
- (3) その他プライバシーの侵害となるおそれのある個人生活に関する情報
- (4) 本サイトの設置目的にそぐわない情報

2 次の情報を公開するにあたっては、当事者の承諾を必要とする。

(1) 児童生徒や第三者が特定される写真等を掲載する場合は、集合場面や画質を下げる等、個人が特定できないように配慮する。やむを得ず、個人が特定できる写真等を掲載する場合は、児童生徒本人及び保護者等の承諾を得ること。

(2) 児童生徒の作品等を掲載する場合は、原則として個人情報を掲載しないこと。ただし、教育上必要があると認められる場合は、その範囲を、氏名、学年等、最小限にする。

3 次の情報は、状況によって公開できる。

- (1) 公開することを前提に本人から任意に提供された情報
- (2) 出版、報道等により公にされており、今後も非公開にする理由のないことが明らかである情報
- (3) 特定の個人が認識、又は識別できない情報
- (4) 学校行事や集合写真、学校紹介など、学校の教育活動等に関する情報（顔と氏名が一致しないよう配慮された情報）
- (5) 児童生徒の生命や健康・安全に影響を及ぼす恐れのある情報

第12条（規定の明記）

本サイトに本規定を明記し、本規定に基づいた情報の掲載であることを明らかにする。
また、その他必要事項について別に細則を設ける。

附則 本規定は、平成24年6月1日より実施する。

